

【ワークショップ報告 第22回】  
2018年6月7日（木）

「『法が作られているとき』を読む  
－法の知の学際的観察」合評会

ブルーノ・ラトゥール 著  
堀口 真司 訳

このワークショップでは、上記邦訳、原書、*LA FABRIQUE DU DROIT: Une ethnographie de Conseil d'Etat* (2002) について、訳者の経営学研究科准教授、堀口真司氏による紹介、解説が行われるとともに、高橋裕・法学研究科教授の司会による合評会形式での討論が行われた。特に、興津征雄・法学研究科教授がフランス法の立場から内容についての補足と質問も行った。以下の内容はその一部である。）

会計社会学が専門の堀口真司氏は、科学社会学、法社会の応用領域として、「監査社会」「リスクの管理」などを研究している。

著者、ブルーノ・ラトゥール Bruno Latour は、哲学者および人類学者として著名。1947年、フランス東部ボヌールに生まれる。『科学が作られているとき——人類学的考察』『科学論の実在——バンドラの希望』『虚構の「近代」——科学人類学は警告する』『近代の〈物神事実〉崇拜について——ならびに「聖像衝突」』など多くの著作で知られる。

ラトゥールの基本的な視座として、「対象性によって文化の比較がされるような、自然の基礎はない。あるのは多数の自然である。それはエスノグラファーの視線に従属する文化として現れるものでもない」がある。また、ラトゥールによれば、科学、宗教、政治、技術、経済、法などを「社会的に」説明する時、これまで誤った解釈がなされてきたが、「社会」は、科学、宗教、政治、技術、経済、法の結び目によって確立された結びつきの結果であると理解しなければならない。

ラトゥールはこの結びつきを確立する科学的方法を定義するため、多くのフィールドワークに取り組んできたが、本書の特徴は、これまでのように科学的

事実の構築が主題なのではなく、フランスの「法的事由」(‘moyen de droit’)の構築を明らかにすることを試みた『実験室生活』である点である。その要点のひとつは、法という、文化の中心的制度が真実を生産する多様な方法についてはっきりとした比較研究を行わない限り、近代人についての建設的な人類学を提供することはおそらくできないだろう、ということである。事実、帯書きには、「近代国家における行政制度の原点ともいわれる『フランス行政法』。その頂点に今も君臨する『フランス行政最高裁判所』に、世界で最も著名な人類学者が、様々な制約を乗り越え、奥深くまで潜り込み、その内部を詳細に描き出す」とある。

第 1 章「ボナパルトの影の中で」では、コンセイユ・デダで処理される事件に登場する重要人物の紹介があり、現場の登場人物による会話形式を通じての例示がなされる。第 2 章「利用に最適なファイルの作り方」では、コンセイユ・デダの訴訟手続き開始から判決まで、ファイルがどう作られ処理されるかを説明する。第 3 章「宮殿の本体」では、コンセイユ・デダに勤務する裁判官ならびにフランス高級官僚一般の概要が説明される。第 4 章「法の通り道」では、裁判の実態全体が様々な側面から記述され、「法手続きの整合性、適切性」が詳細に論じられる。第 5 章「科学的対象物と法的客観性」、第 6 章「法について話す？」では、ラトゥールによる法の定義に関する考察が行われる。

本記書のなかで注目されるのは、ラトゥールが、その研究方法の規則について、項目 1 から 7 までを挙げて説明している箇所での、科学と法の関係性、科学者と法律家の関係性に対する記述である。また、科学の二つの側面についての記述もある。「教科書化された科学」と「作動中の科学」という科学の二つの側面も重要である。前者はこれまでの科学者が明らかにしてきた法則のうち、ちょっとやそつとでは揺るがない、と科学者のあいだで合意されている基盤の部分であるため、「正解」が存在するというものである。後者は知見や理論から類推され、実験や観察が繰り返されることにより、少し明らかになることもあれば、研究がなかなか進まず、よくわからない状態が続くこともあるというものである。

このほか、法律と法律家に対して以下のようにも説明する。ある行為が現行の法体系の中で許されているか、許されていないのか。この問いに対する、答えは、「制定法や判例を読むだけではわからない」。だからこそ、法の専門家としての法律家の存在意義がある、というものである。(陳妍好 要約)